

○ 財務省告示第三百四十七号
平成二十七年五月五日
件等を次のとおり告示する。
政府短期証券取扱規則（平成十一年大蔵省
一月六日）
國庫短期財務大臣 麻生太郎

二 一 条 二 令
の法律発行の號名稱及び記
條項及び根柢拠
百資十財会第一法律計四政
債条三四項、第十項、第ニに金法
下へ債、第十九項、第二項、第ニに金法
格替適下へ債、第十九項、第二項、第ニに金法
以を機用「振替法」へ昭和二十二年
株式等の振替に関する法
下競争は受けけるも日本銀行の
価に付けるも日本銀行の
格競争して行とし、「振替法」へ昭和二十二年
及条第二八平並六项
第一項十成び年、法律
百項、三十に法財政第三
三、同条第九年
三十第条第別融三

四 三 二 一 条 二 令
發行方法の適用
用振替法の適
の法律発行の號名稱及び記
條項及び根柢拠
百資十財会第一法律計四政
債条三四項、第十項、第ニに金法
下へ債、第十九項、第二項、第ニに金法
格替適下へ債、第十九項、第二項、第ニに金法
以を機用「振替法」へ昭和二十二年
株式等の振替に関する法
下競争は受けけるも日本銀行の
価に付けるも日本銀行の
格競争して行とし、「振替法」へ昭和二十二年
及条第二八平並六项
第一項十成び年、法律
百項、三十に法財政第三
三、同条第九年
三十第条第別融三

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項、第十項、第ニに金法
め別つ入札に由る参て札發も加、と行の者財同一
にご務時よと大にうるに臣行。發応がわ行募各れ及
へ限國るび価度債入価格競い入額市札格競い入
へ格競争して行とし、「振替法」へ昭和二十二年
及条第二八平並六项
第一項十成び年、法律
百項、三十に法財政第三
三、同条第九年
三十第条第別融三

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 八 三 二 四 万 百 千 万 兆 円 円 九 四 三 百 百 千 三 円 五 十 百 八 六 億 売 二 三 千 億 八 六 万 千 三 四 千 十	額 億 額 面 四 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 三 四 千 兆 九 三 百 千 三 五 八 百 六 三 十 八 億 六 千 八 万 六 三 千 千 四 千 十	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九			
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振替単位	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 競		
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	競 第	債 市	發 競	価 格		
					I	債 競	發 行	格 日		
平 成 二 十 七 年 十 月 五 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 日 受け た 者	日 本 銀 行 百 円 支 金 額 を と 、 百 円 払 は に う 、 つ 。 そ が き の 百 円 翌 営 業 日 に に	額 面 金 額 を と 、 百 円 払 は に う 、 つ 。 そ が き の 百 円 翌 営 業 日 に に	償 還 期 限 償 行 札 格 債 競 債 競 I	當 た 成 し 、 八 年 一 月 月 十 二 行 競	平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 日 受け た 者	上 面 金 額 れ 百 円 に の つ 募 き 百 円 格 債 競	額 面 金 額 れ 百 円 に の つ 応 き 百 円 格 債 競	平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 日 受け た 者	す る 記 載 。 整 法 又 規 定 に 金 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 座 と 金 簿